

平成27年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

問 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3104 📠 0857-20-3040

■情報公開制度

公正で開かれた市政の推進のため、みなさまからの請求に応じて本市の保有情報を公開する「情報公開制度」の運用状況をお知らせします。

▶開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	35	127	162
市外在住者	73	12	85
合計	108	139	247

▶開示状況

主な請求内容は、工事設計書、建築計画概要書に関する文書でした。「部分開示」は主に個人情報、法人情報に該当する部分を一部不開示としたものです。「不開示」は個人に関する情報、公にしないとの条件で任意に提供された法人などの事業に関する情報に該当するため不開示としたものです。

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	57	92	1	4	0	154
教育委員会	22	13	0	0	0	35
農業委員会	0	22	0	0	0	22
固定資産評価審査委員会	0	1	0	0	0	1
水道事業管理者	28	1	0	0	0	29
監査委員	0	0	1	0	0	1
議会	5	0	0	0	0	5
合計	112	129	2	4	0	247

※選挙管理委員会、公平委員会、病院事業管理者への開示請求はなし

▶不服申し立ての状況

平成27年度は実施機関の決定に対する不服申立てはありませんでした。

■個人情報保護制度

本市が保有する市民のみなさまの個人情報を保護するとともに、ご自身の個人情報の開示請求権を保障する「個人情報保護制度」の運用状況をお知らせします。

▶開示請求の対応状況

「部分開示」は第三者の情報が含まれているため、一部不開示としたものです。「不開示」は、実施機関および国などの機関が行う事務遂行に支障を及ぼす可能性があるため不開示としたものです。

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	3	6	1	2	0	12
教育委員会	0	2	0	0	0	2
合計	3	8	1	2	0	14

※市長部局、教育委員会以外への開示請求はなし

▶不服申し立ての状況

「棄却」は、実施機関の決定が妥当であると判断したため不服申し立てを棄却したものです。

実施機関	認容	一部認容	棄却	却下	審議中	合計
市長	0	0	1	0	0	1

※本件は、平成27年度の開示請求に対するものです。

生活環境課からのお知らせ

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217 📠 0857-20-3045

野焼きは禁止されています

法律により、廃棄物の野外焼却(野焼き)は、次の場合を除いて禁止されています。

- 1 国の定めた構造基準に適合した焼却炉で、基準に従った焼却
- 2 法律などに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上、若しくは社会習慣上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に掲げる焼却
 - ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:「とんど焼き」などの地域行事における焼却)
 - ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例: 稲わらの焼却、伐採した枝木の焼却)

・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例: たき火、落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど)

ただし、上記の場合であっても生活環境の保全上支障を与えたり、近隣から苦情のある場合は改善命令や各種行政指導の対象になります。

※ホームセンターなどで販売されている落ち葉用焼却機で、家庭や事業所から出るごみを焼却することはできませんのでご注意ください。

【違反した際の罰則】

「5年以下の懲役」若しくは「1000万円以下の罰金」または、その両方が科されます。



ごみステーションの回収容器や防鳥ネットなどの管理について

日頃より、市民のみなさんにはごみステーションの適正利用に努めていただいておりますが、強風などの悪天候の際は、ごみステーションの回収容器や防鳥ネットなどが飛散する可能性があります。飛散対策や日頃のごみ収集後の容器の適正保管について、利用される

みなさんが心掛けていただきますようお願いいたします。なお、ご希望の町内会には回収容器や防鳥ネットを提供しています。詳しくは生活環境課または各総合支所市民福祉課までお問い合わせください。今後ごみステーションの適正な利用にご協力ください。

祝日のごみ収集(鳥取地域)

※鳥取地域以外については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(📄 10ページ)までお問い合わせください。

祝日のごみ収集日にあたる地区(該当地区)は、ごみ収集のスケジュールが次のように変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチックごみ	食品トレイ資源ごみ 小型破砕ごみ
7月18日(月) (海の日)	収集します	お休みします 7月20日(水)に振り替えて収集します	収集します	収集します	お休みします

※ごみを出す時は必ず収集曜日を守り、朝8時までに出してください。

乾電池・蛍光灯の収集 8月

鳥取地域の次の乾電池・蛍光灯の収集は8月1日(月)～5日(金)の小型破砕ごみの収集日です。乾電池は透明または半透明の袋に入れ、蛍光灯は壊れないよう購入時のケースなどに入れて、出して下さい。

認知症を理解し、認知症の人や家族にやさしい地域づくりをめざして

■認知症地域支援推進員を配置しています

問 COMMON 吉方温泉 ☎ 0857-30-7881
各地域包括支援センター(📄 10ページ)

認知症地域支援推進員は、地域包括支援センターと連携し、認知症の人やその家族の相談支援を専門で行っています。また、認知症カフェの開催支援、認知症の人やその家族と専門職とのネットワークづくりや認知

症に関する普及・啓発にも取り組んでいます。認知症について、気になることや心配ごとがありましたら、認知症地域支援推進員または地域包括支援センターにご相談ください。



かぬたに かすこ
金谷佳寿子さん

■認知症を学ぶ会受講者募集

問 駅南庁舎地域包括ケア推進課 ☎ 0857-20-3449 📠 0857-20-3404

認知症に関する理解を深めていただくための講演会を開催します。お気軽にご参加ください。

募集方法 7月8日(金)までに電話・ファクシミリで問い合わせ先まで。

とき	ところ	講演内容	講師
13:30～15:00			
7月14日(木)	さざんか会館 5階大会議室	認知症の基礎知識と院内での取り組み	鳥取市立病院 総合心療科医長 懸樋英一さん
8月4日(木)	さわやか会館 第1研修室	認知症とお薬について	(有)徳吉薬局 薬剤師 徳吉淳一さん
8月25日(木)	さわやか会館 第1研修室	「京都式スリーAについて」講演と実技 ～あかるく・あたまを使って・あきらめない～	認知症キャラバンメイト
9月15日(木)	さわやか会館 多目的室	寸劇「本人・家族の戸惑いから」 ～認知症の人への接し方について～	認知症に関わる専門職

鳥取市新本庁舎基本設計(案)に関する 市民政策コメントを7月中旬より募集します

問 本庁舎庁舎整備局(〒680-8571 尚徳町116) ☎ 0857-20-3012 📠 0857-20-3029 📧 choshaseibi@city.tottori.lg.jp

市役所の新本庁舎は、市民サービスはもとより、防災、まちづくりの拠点であり、市民が親しみとぬくもりを感じる場として、将来の鳥取市の発展を支える市民共有の資産です。

「鳥取市新本庁舎基本設計」は、新本庁舎の敷地の利用方法や建物の平面計画、備えるべき設備などを総合的にまとめるものです。平成30年4月の中核市への移行を見据えつつ、広く市民のみなさんから寄せられるアイデア、新庁舎建設委員会の専門的見地からのご意見、市民ワークショップでの話し合いなどを踏まえ、基本設計(案)の取りまとめを7月上旬を目標に進めています。

この基本設計(案)について、市民のみなさんのご意

見を7月中旬より募集する予定です。具体的な日程や、基本設計(案)の内容については、取りまとめ次第、ホームページなどでお知らせする予定です。

資料公開 本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、各地区公民館、本市公式ホームページ

公開期間 7月中旬～8月上旬(予定)

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 8月上旬(予定)